一般名処方の開始と医薬品の自己負担の新たな仕組みについて

一般名処方

当院では、患者さまに必要な医薬品を、より安定的に確保するために、一般名処方での処方箋発行を開始しました。

- 製薬会社が定めた医薬品の商品名を指定せず、**有効成分の名称を記載して処方すること**を言います。
- 厚生労働省が示している記載方法に準じ、
  【般】＋「一般名」＋「剤形」＋「含量」で記載されます。
- 供給不足が生じた場合も、有効成分が同一の複数の医薬品（先発医薬品やジェネリック医薬品）が選択でき、患者さまに必要な医薬品を提供しやすくなります。
- ジェネリック医薬品は先発医薬品よりも価格が安くすることができるため、患者さまの経済的負担が軽くなり、また、国の医療費削減に繋がります。

自己負担の新たな仕組み

2024年10月より、後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の４分の１相当を、特別の料金として医療保険の患者さま負担と合わせてお支払いいただきます。
- 医師が医療上の必要があると判断した場合や、後発医薬品の提供が困難な場合は、対象外となります。

ご不明な点がございましたら、お気軽にお声かけください。

社会福祉法人 太陽会
安房地域医療センター

2024/08　医事課
作成：総務課広報担当